居宅介護支援事業所ひごたい運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人やまなみ会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「本事業所」という。）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をする事ができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成すると共に、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

（運営の基本方針）

第２条　本事業所は、次に掲げる基本方針にもとづき事業を運営する。

（１）要介護状態にある利用者がこのような状態にある場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

（２）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

（３）指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

（４）市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援従業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（５）正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとする。

（６）前各項のほか、産山村が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　（１）名　称：指定居宅介護支援事業所ひごたい

（２）所在地：熊本県阿蘇郡産山村大利 657-2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　本事業所の従業者の職種、員数等は次のとおりとする。

職種	員数	勤務形態
管理者	１名	常勤兼務
主任介護支援支援専門員	１名	常勤兼務
介護支援専門員	１名以上	常勤

※介護支援専門員は、利用者数が４４人又はその端数が増すごとに増員する。

（管理者の職務）

第５条　管理者は、本事業者の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うもの

とする。

２　管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者に厚生省令にて定められた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（介護支援専門員の職務）

第６条　介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス計画を作成すると共に施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整を行うものである。

（営業日及び営業時間）

第７条　本事業所の営業日は、毎週の月曜日から金曜日迄とする。ただし、１２月３１日から１月３日までの年末年始を除く。

２　本事業所の営業時間は、営業日の午前８時３０分から午後５時３０分迄とする。しかし、緊急の場合は電話等により、常時連絡が可能な体制とし調整を行う。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第８条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

（１）利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応等を事業所や自宅において行う。

（２）身分証の携行

本事業所の介護支援専門員等は、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められた時は、これを提示するものとする。

（３）課題の分析

(ア)課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(イ)課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般について状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

（４）居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえで留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービスの作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものの占める割合等につき、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表を行うものとする。

（５）サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、

サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

（６）居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえでその種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

（７）居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

（８）サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（９）地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努める事とする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　本事業所の通常の事業の実施地域は、産山村・阿蘇市・竹田市久住町の区域とする。

（利用料等）

第１０条　本事業所が指定居宅介護支援を提供した際の利用料の額は下記の通りとする。

（１）法定代理受領分以外：介護報酬告示上の額とする。

（２）法定代理受領分　：無料とする。

２　本事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができるものとする。

当該の交通費は、通常の実施地域を越える地点から公共交通機関を使用した場合は実費を、また自動車を使用した場合は、１キロあたり３７円の支払（片道）を受けるものとする。

３　本事業所は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（虐待防止のための設置に関する事項）

第１１条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に実施する。

（４）　虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を置く。

（５）　事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこ

れを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の防止）

第１２条　事業者は、身体拘束を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

（１）事業所内における身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に実施する。

（４）事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等現に養護する者）による身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第１３条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

２　事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

３　事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

４　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修（テレビ電話装置等の活用可）並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（テレビ電話装置等の活用可）及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第１５条　利用者が、正当な理由なく指定居宅介護の利用に関する指示に従わず、偽りや不正な行為によって介護給付を受けた、あるいは受けようとした時は、市町村に対して通知する。

（勤務体制の確保）

第１６条　利用者に対して、適切な指定居宅介護を提供できるよう、介護支援専門員の勤務体制を定めておくものとする。

２　介護支援専門員等の質的向上を図るための研修（テレビ電話装置等の活用可）の機会を確保する。

（指定居宅介護事業所に対する利益供与の禁止）

第１７条　指定居宅介護事業所又はその従業者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品やその他の財産上の利益を供与することはしない。

（苦情処理）

第１８条　本事業所は、サービスの提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

２　本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　本事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

４　事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第２号の調査にするとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（秘密保持）

第１９条　本事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　本事業所は、従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

３　本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者ならびにその家族の個人情報を用いる場合は利用者ならびにその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（事故発生時の対応）

第２０条　本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし事業所の責に帰すべからず自由による場合はこの限りではない。

（会計の区分）

第２１条　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第２２条　本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日か

ら５年間保存しておくものとする。

（ハラスメント）

第２３条　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（その他）

第２５条　　居宅介護支援の重要事項に定めのないものは、社会福祉法人やまなみ会と本事業所の管理者との協議の上定めるものとする。

附則

この規定は、平成１２年５月１日から施行する。

平成１４年５月１日　　一部改正
平成１４年９月１日　　一部改正
平成１５年１０月１日　一部改正
平成２０年１１月１日　一部改正
平成２６年１月２９日　一部改正
平成２９年１２月１日　一部改正
平成３０年４月１日　　一部改正
令和３年４月１日　　一部改正
令和４年４月１日　　一部改正
令和６年４月１日　　一部改正
令和７年３月17日　　一部改訂